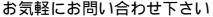
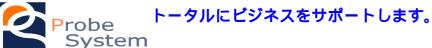
## 平成19年の課税事業者は、

平成17年(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。

平成17年分の課税売上高は、 平成19年分は、 1,000万円を超えていますか? 「免税事業者」です (消費税の納税義務はありません) YES 平成19年分は、「課税事業者」です。 (消費税納税義務があります) 平成17年分の課税売上高は、5,000万円超えてますか? NO Y E S 課税仕入等を記録した帳簿と、請求書等を 本則課税制度で計算です 両方保存しており、これらをもとに **YES** 消費税の計算ができますか? NO 簡易課税制度と本則課税制度 簡易課税制度を選択します。 どちらが有利か等を判断し、 計算方法を決めます。 適正な記帳等を行ない、平成20年3月31日までに 平成19年分消費税の申告と納税を行います。

- 簡易課税制度の選択する際は、<u>平成18年12月31日</u>迄に税務署に簡易課税制度の選択届出書を提出しなければなりません。
- 日々の記帳を行なえば、節税対策になり、経営状態も把握できます。





有限会社 プロブシステム

〒516-0077 三重県伊勢市宮町 1-9-20 杉ビル 2F

TEL/FAX:(0596)20-6300/20-6301

URL: http://www.probesystem.co.jp

E Mail: info@probesystem.co.jp

